

学校経営方針

〔1〕基本姿勢

日本国憲法ならびに教育基本法の精神に則ることはもとより、学習指導要領を意識し、全ての子どもたちの可能性を引き出す「協働的な学び」「個別最適な学び」の実現におけ、その基礎的な力である非認知能力を生徒一人ひとりが引き出し、伸ばすことにあり、社会で自立して生きるための力を培い、社会の形成者として必要な資質を養うことである。そうした生徒を育てることを念頭に置き、以下のような方針を立て、教育目標の実現を図る。

〔2〕教育目標

自分で考え、判断し、行動できる生徒の育成

〔3〕めざす学校像

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ① 戦略的で柔軟な学校運営 | ⑤ 力みなぎる生徒会活動、学校創成プロジェクト委員会 |
| ② 安心して学べる学校環境 | ⑥ 指導の方向性がそろった教職員集団 |
| ③ 全生徒の学びを支える学習指導 | ⑦ 校区で育てる校種間連携 |
| ④ 自尊感情を高める生徒指導 | ⑧ 丁寧な家庭との関わり |



力のある学校

〔4〕銘石（創立に伴う記念碑）

飛 翔

〔5〕スローガン

『Try it.』（挑戦）

〔6〕本年度の重点目標

確かな学力と自立を育む教育の充実

Ⅰ. 学校運営組織の確立

- （1）校長・教頭は基本的な教育方針を明確に定め、学校経営方針等を教職員に周知し、共有化するとともに校務全般にわたってリーダーシップを発揮し、責任を明確にした校務処理体制を確立し、校内組織の活性化を図る。
- （2）企画運営委員会等を中心とした学校運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組む。また関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営する。
- （3）校長・教頭は「教職員の評価・育成システム」を実施し、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、教職員の意欲・資質・能力の向上と学校の活性化を図る。

【具体的な取り組み】

○日頃から交流会等対話の場を積極的に設け、教職員の心理的安全性の確保に努めるとともに、教職員が互いに学びあい、育ちあい、同僚性を高めつつ、一体となって学校組織のマネジメントに参画する組織風土を醸成する。

○校内の働き方改革推進チーム等で熟議の上、校長・教頭が積極的に校務分掌の見直しや教職員の

事務負担軽減の取組を推進し、機能的な学校運営を図る。

- 市内においても模範となり得る実践活動や優れた提言、提案を行った教職員等のうち、特に顕著な業績をあげたものを、市教育委員会が行う優秀教職員表彰において積極的に推薦し、人材育成につなげる。

1-1 地域・校種間連携の推進

- (1) 学校評価について、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施し、学校関係者評価として自己評価について、協議会形式で学校評議員及び保護者から提言や評価を受ける。
- (2) 学校評価結果を公表し、「地域とともにある学校づくり」の視点からも、家庭や地域との相互理解を深める。
- (3) 校区の現状や課題に応じながら、小中一貫・学力向上コーディネーターが中心となり、校区小中学校が連携した指導体制の確立に努める。
- (4) きめ細やかな指導の充実と、小中学校を義務教育というまとまりとして捉え、「9年間の教育に責任を持つ」ということを教職員が意識した取組を推進する。

【具体的な取り組み】

- 義務教育9年間を見通した学力向上の取組を学校経営の重点課題に位置付け、教職員の合同研修や行事等での積極的な交流活動等を活性化し、小・中学校の円滑な接続を図る。
- 学校の教育計画（特に学校運営に係る経営方針及び重点目標）について、学校評議会での議論あるいはPTA本部役員会との情報共有を行い、社会に開かれた教育課程の実現を図る。

2. 学習指導について

- (1) 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

2-1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

- (1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。
- (2) 各教科の授業において、生徒が一人一台端末・ICTを文房具として活用するよう授業改善を図る。

【具体的な取り組み】

- 1人1台端末やICTの効果的な活用を図るため、「GiGAスク！ひらかた」に掲載している「5C育成をめざした授業改善の実践事例集HI-PER (Hirakata ICT Practical Example Record)や大阪府教育委員会制作の「大阪の児童生徒が1人1台端末を活用」した実践事例紹介WEBサイト「大阪府情報活用能力ステップアップシート」を参考にする。

2-2 学習の基盤となる資質・能力の向上

- (1) すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を学校全体で育成する。

【具体的な取り組み】

- 言語能力を育成するため、府教育委員会が提供している学習教材（ことばのちから等）も積極的に活用する。

2-2-1 生徒の英語力の適切な把握と指導

- (1) 生徒が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度を育み、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進する。
- (2) 授業において「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するため、言語活動を充実させることにより、生徒が実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を身に付けられるようにする。

【具体的な取り組み】

- 生徒が学んだことを生かし、英語を学習することの意義を実感できる機会を創出するために、ネイティブスピーカーとのコミュニケーションを行う場を設定する。例えば、市が主催する『Mu Chat Hirakata～言語を越えて～（旧：枚方英語村）や、オンラインを活用した外国との交流活動を積極的に利用する。

2-2-1-1 外国語（英語）教育における効果的な学習ツールの活用

- (1) 英語科 CAN-DO リストの見直し及び改善を行う。
- (2) 生徒の4技能の到達度を定期的に測り、指導に生かすために、4技能のレベルを客観的に測定するアプリによるレベルチェックテストについて第2・3学年全生徒を対象に、年間2回は実施する。

2-2-2 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

- (1) 豊かな人生の実現や、災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、学校の特色を生かした教育課程の編成を図る。

2-2-3 プログラミング学習の取組

- (1) 情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより、各教科等の特質に応じて計画的に実施する。

【具体的な取り組み】

- プログラミング的思考を育むにあたっては、「中学校技術・家庭科（技術分野）におけるプログラミング教育実践事例集」、「大阪府情報活用能力ステップアップシート」、「枚方版 ICT 教育モデル」等プログラミング教育教材等を活用する。

2-3 カリキュラム・マネジメントの充実

- (1) 学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成する。
- (2) 設定した教育目標の実現に向けて教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら教育内容等を組織的に組み立て、また、「社会に開かれた教育課程」の観点から、作成した教育課程の基本的な方針について、家庭や、地域とも共有を図る。

【具体的な取り組み】

- 「カリキュラム・マネジメントの手引き」（令和3年3月大阪府教育庁）や独立行政法人教職員支援機構の動画教材「校内研修シリーズ」等を活用する。

2-3-1 社会とつながる学習活動の推進

- (1) 総合的な学習の時間をはじめとする探求的な学習活動においては、生徒が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫して指導する。
- (2) 答えが一つではない実践的な課題に対して、主体的に解決策を提案し実現する課題解決型学習（PBL:Project Based Learning）により探求的な学びを充実させ、「実生活・実社会で生

きて働く力」や「未来を切り開く力」等を育成する。

【具体的な取り組み】

- 他者と協働して解決案を考えるなど、課題解決型の学習を充実させるために、社会や地域の課題解決に向けてアイデアを考える等の工夫をし、指導する。
- 探求的な学習活動については、生徒や地域の実態等に応じた特色ある教育活動を展開するため、地域の教育資源を活用したり、身近な地域・社会の課題を取り扱ったりする。

2-4 学習評価

- (1) 学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実するよう指導する。
- (2) 指導要録の評価・記入等については、明確な評価規準に基づき構成かつ適正に行う。

2-5 確かな学力を育成するための学校体制

- (1) 確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づくことや、育成したい資質・能力を焦点化するなどしながら、校内研究（研究内容）を設定し、学校の組織的な取組を推進する。

【具体的な取り組み】

- 授業改善推進のため、共通の観点を取り入れた授業参観シートを活用した研究授業などを行う。

2-6 国旗・国歌

- (1) 入学式・卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施できるよう指導の徹底を図る。なお、教職員は府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し、斉唱する。
- (2) 国歌「君が代」の指導については、生徒の発達段階に則した指導計画を作成し、いずれの学年においても歌えるよう育成を図る。

3. キャリア教育・進路指導について

3-1 キャリア教育の在り方

- (1) 9年間を見通して生徒が「学ぶこと、生きること」について自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けられるようキャリア教育全体計画を立案し、指導・支援を図る。

3-2 進路指導校内体制の確立・進路指導の在り方について

- (1) 校長・教頭の責任とリーダーシップのもとに、進路指導主事を中心とした校内進路指導体制を確立する。
- (2) 進路指導にあたっては、主体的に進路選択・決定ができるよう、人権に十分配慮した適切な指導をし、また、高等学校等とも連携し、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進する。
- (3) 調査書等進路指導に関する書類作成やオンライン出願システムの利用に当たっては、組織的な体制の下、適切に行う。

3-2-1 支援の必要な生徒への進路指導

- (1) 生徒が経済的理由により、進学を断念することがないように、奨学金制度や進路選択支援事業等について周知に努め、生徒及び保護者が活用できるよう努める。
- (2) 障がいのある生徒や、日本語指導を必要とする生徒及び保護者にたいして、「知的障がい生

徒自立支援コース」「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」等の選択肢があることを適切な説明や情報提供を行い進路支援に努める。

豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

4. 道徳教育について

- (1) 道徳科の授業においては、生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、生徒の実態に即しながら指導する。
- (2) 道徳教育の全体計画・年間指導計画の作成に際しては、生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し重点目標を定めた上で、各教科等における道徳教育に関わる指導内容及び時期を整理したものを別葉にして加え関連付けるなどして、年間を通して活用しやすいものとなるように取り組む。

【具体的な取り組み】

- 子どもとの好ましい人間関係を基盤とした、内面にふれる「心の教育」を推進する。
- すべての教育活動を通じて、道徳的心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を育成する。
- 体験活動等により、規範意識や社会性を育成する。
- 国、府や市の資料等を積極的に活用する。
- 道徳の授業公開や地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会との連携を図る。

5. 人権教育について

5-1 人権教育の推進

- (1) 人権尊重の精神に立った学校づくりを進め、全ての生徒の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図れるように取り組む。
- (2) 枚方市「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を推進し、学校教育に正しく位置づけ、校内体制を整備した組織的な指導に努める。

5-1-1 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- (1) 関係法令を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障がい者に対する無理解や偏見を取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、障がいについての理解を深める教育を系統的に実施する。

5-1-2 子どもの見守り体制の確立

- (1) 児童虐待の防止にあたっては、生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、生徒や保護者の状況把握と未然防止、早期発見・早期対応に努める。

5-1-3 ジェンダー平等教育の推進

- (1) 男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施する。

5-1-4 在日外国人教育の推進と日本語指導の充実

- (1) 生徒の自尊意識を育み、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む教育を推進するとともに、本名を使用できる環境の醸成に努める。
- (2) 日本語指導を必要とする生徒については、当該生徒の状況を踏まえ、生活言語はもとより学

習言語としての日本語習得が図れるよう努める。

5-1-5 同和教育の推進

- (1) 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環として同和教育の推進に努める。

5-1-6 不適正な区域外（指定外）就学の防止・是正

- (1) 不適正な区域外（指定外）就学の防止・是正に積極的に努める。

5-1-7 平和教育の推進

- (1) 平和教育の指導にあたっては、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について生徒に主体的に考えさせるよう努める。さらに国際社会に貢献できる資質と能力を身に付けられるよう、平和教育を推進する。

【具体的な取り組み】

- 教職員一人ひとりが、豊かな人権意識・感覚をもって教育活動を展開できるよう研修を充実する。
- 生徒一人ひとりの自尊感情を育むとともに、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む教育を推進する。
- 障がいのある生徒等の人権を尊重することを基本に、障がい者理解を進める学習活動を推進する。
- 男女平等等を基礎とした教育活動を適切に計画・実施する。
- 性的マイノリティについての理解を深め、誰もが相談しやすい環境を整え、個々の心情に配慮した教育を進める。
- 家庭や地域との連携を深め、人権意識の高揚・啓発を積極的に推進する。
- セクハラ、パワハラ等、あらゆるハラスメントに関して相談窓口の機能を充実するとともに、研修等を通して人権意識の高揚を図り、防止に努める。
- 虐待の防止にあたっては早期発見に努め、発見に至っては関係機関と連携する。
- 新型コロナウイルス感染症等にかかる偏見や差別を生まないための取り組みを行う。
- 多文化研究会事務局校として事務局員を本校に置く。

6. 健康教育について

6-1 体力づくりの取組の推進

- (1) 生徒の体力状況を正確に把握し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を分析した上で、体力向上推進計画を作成し、授業等の工夫を行うとともに体力づくりを推進する。

【具体的な取り組み】

- 学校全体で体育活動の活性化をめざすとともに、生徒の運動習慣の確立のために、「体育の授業がかわる！簡単プログラム」等の資料を積極的に活用する。

6-2 体育活動における事故防止対策等

- (1) 学校における体育活動の事故防止対策について、必要に応じて見直し、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図る。
- (2) 各活動場所については、体育活動に適した環境整備を図るとともに、活動内容、生徒の人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保する。また、技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行う。
- (3) 授業等で使用する教材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行う。特にゴール

やテント等については、固定する。

- (4) 生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう指導する。
- (5) 「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じて行うとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮する。

6-3 がん教育

- (1) 令和2年度から令和7年度までの間で、1回以上外部講師を活用し、がん教育を実施する。

6-4 食育

- (1) 生徒の実態を踏まえ、指導の内容、方法、指標等を決定し、食にかんする指導の全体計画を作成し、推進する。また、「食」に関する指導を教育課程に位置づける。
- (2) 学校教育自己診断等を活用して食育を評価し、食育の推進体制や指導内容の改善を図る。

【具体的な取り組み】

- 「枚方市中学校給食献立表」のコラムを通して、旬の食材や行事食について知ることによって食に対する知識や理解を深めることにつなげる。

6-5 食物アレルギー疾患対応

- (1) 学校教育活動全体を通して、保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止に努めるとともに万一の場合の対応が適切に行える体制を整える。
- (2) 大阪府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や枚方市教育委員会が作成した「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き(令和5年度改訂版)」「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」に基づき、校長を責任者として関係者で組織するアレルギー対応委員会等を設置する。
- (3) 保護者や主治医との連携を図りつつ、生徒の状況に応じた対応マニュアルを策定する。
- (4) 食物アレルギーの既往症の無い生徒の初発の事故が多く発生していることから事故はいつでもどこでも起きるものと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう留意し、校内研修等を実施する。

7. 特別活動・その他の教育活動について

7-1 特別活動の特質を踏まえた資質・能力の育成

- (1) 特別活動においては、学校の実態や生徒の発達段階等を考慮し、創意工夫するとともに、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、全体計画及び年間指導計画を作成する。

7-1-1 学級や学校の文化を創造する特別活動

- (1) 学級活動等の指導においては、生徒がよりよく行動できるよう、道徳教育の重点目標等を踏まえ指導内容の重点化、内容の関連や統合等の工夫を図り、指導する。
- (2) 生徒会活動においては、生徒が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図る。
- (3) 儀式的行事(学校行事)においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行う。また、入学式や卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導する。
- (4) 学校で動物を飼育する場合は、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨を踏まえ、獣医師との連携を図り、適切に管理する。また、家畜伝染予防法を受けて、学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び飼育衛生管理状況の年1回の定期報告を適切に実施する。

【具体的な取り組み】

- 生徒の自主的・実践的な活動を促し、規律正しい充実した学校生活を築かせる。
- 生徒会専門委員会活動や文化祭等のイベントの実行に関する活動などを通して自治活動の重要性や楽しさを体感させるとともに、学校を愛する心を醸成させる。
- 教職員及び生徒全員が、日々の清掃活動を行うことにより、美化意識の高揚を図る。また、「地域の清掃」などのボランティア活動等、体験的な活動を通して、地域貢献、美化意識の高揚、奉仕の精神を醸成する。
- 学級活動等の指導においては、生徒がよりよく考え行動できるよう、適切な情報提供や説明などの指導援助を行うガイダンスの機能の充実を図る。

7-1-2部活動について

- (1) 部活動においては、「枚方市中学校部活動方針」に則り、適切な練習時間、休養日、休養期間を設定するとともに、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。

【具体的な取り組み】

- 部活動については全員顧問制とし、「長尾中学校 部活動に係る活動方針」に基づき、生徒の多様な活動・経験を通して人間的な成長をめざす。
- 生徒の十分な休養の確保及び熱中症対策、並びに教員の「働き方改革」を推進する観点から、練習時間や休養日の設定を適切に行う。
- 部活動は学校の管理下のもと教育活動として実施する。また、週二日の休養日を設ける。
- 地域行事、イベント等への生徒の参加を積極的に推進する。

教職員の資質と指導力の向上

8. 教職員の服務について

8-1 服務規律の徹底（職務上の義務）

(1) 服務の宣誓

服務の宣誓内容を日頃から教職員が強く意識し、日本国憲法、地方自治及び教育関連の法規法令の下、国民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行する。

(2) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

教職員への命令（出張・時間外勤務等）については、法規法令に従い、その意義等を教職員が十分に認識し、適正な執行を行う。各種承認申請についても同様に、校長による承認手続きを行うとともに、適正に処理する。

教職員の自家用自動車等による通勤は、認定条件を満たした場合に限る。また、自動車通勤者の校内駐車については、原則禁止とする。

(3) 職務専念義務

条例・規則で定められた勤務時間を教職員は遵守し、その職責遂行に努める。その際、校長・教頭は勤務（内容・時間等）の適正な把握・管理をする。

(4) その他

万一、服務上の問題が発生した場合には、事実関係を的確に把握し、速やかに教職員課に報告をする。教職員の不祥事防止の徹底を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」等を活用して、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を取り入れる等校内研修等を充実させる。

【具体的な取り組み】

- 教育公務員は、教育を通じて全体に奉仕するものであり、生徒の人格形成を支援する自覚と責務をもって職務にあたるものとする。
- 職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、国民全体の奉仕者にふさわしい厳正な服務規律を確保する。
- ハラスメントの校内相談窓口を教職員に周知し、相談員には管理職以外の教職員を入れ、年齢や性別に偏りがないようにし、聴き取りをする際には相談者と同性の教職員が同席する等、相談者が相談しやすい環境をつくる。

8－2 服務規律の徹底（身分上の義務等）

（１）信用失墜行為の禁止

生徒に対するセクシャル・ハラスメントやわいせつ行為は、重大な人権侵害・性暴力であり、断じて許すことはできないとの認識の下、防止・根絶に向けて組織的に取り組む。

（２）秘密を守る義務

職務上知り得た情報等に対する守秘義務を教職員に遵守させる。また、個人情報漏洩には、生命・身体を脅かす危険性もあることを教職員に認識させた上で、情報技術革新を背景に改正された個人情報保護法や本市の情報公開条例の趣旨に基づいた教育情報の管理・保管・引継ぎ等の校内体制確立に努めるとともに、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいた管理を行う。

（３）政治的行為の制限

教職員が選挙運動等の政治的行為の制限に違反することのないよう指導する。

（４）争議行為等の禁止

教職員が全体の奉仕者という身分をよく理解し、争議行為等を行わないよう指導する。

（５）営利企業への従事等の制限

兼職・兼業について、教職員に地方公務員法・教育公務員特例法の定めを遵守させる。

【具体的な取り組み】

- 痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等の不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知し、未然防止を図る。
- 生徒に対する体罰、わいせつな行為を行った場合、同意の有無、被害者が自校か他校の所属であるかを問わず、原則懲戒免職となること、たとえわいせつ行為に至らなくても、性的な言動等（わいせつな言動、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触つきまとい等）の不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知し、未然防止を図る。

9. 学校園における働き方改革について

9－1 業務改善と意識改革の推進

- （１）学校園の経営方針等において、国通知や様々な取組事例等を参考にし、教職員の働き方に関する。視点を盛り込み、管理職がその目標・方針に沿って学校運営を行う。
- （２）校長・教頭は学校の実情を踏まえ、その権限と責任において、できることを直ちに行うとい

う考えのもと、業務の在り方の見直しを進める。

- (3) 学校運営協議会等で学校における働き方改革の取組について議論する等、保護者、地域と共に考え、連携協働を進める。
- (4) 教員の学校部活動の指導等について、教員の負担が過度にならないように、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

【具体的な取り組み】

- 教職員間で働き方改革について話し合う場を設置し、業務の在り方の適正化を図る。
- 業務改善推進委員会を核として、ICT 機器の活用を含めた業務の効率化を推進する。
- 働き方改革の取組について、ブログ等で情報発信する等し、保護者、地域の理解を得るよう努める。

9-2 労働安全衛生体制の充実

- (1) 学校の特色や状況を踏まえた上で、長時間勤務の縮減に向けた取組を進める。
- (2) 出退勤システムを活用し、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に則り、時間外在校等時間が月 80 時間を超え、疲労の蓄積が見られる教職員には、産業医による面接指導の受診について指導する。
- (3) 校長・教頭は、学校現場の労働環境を整え、教職員の健康及び福祉の確保に努める。教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には法令その他の規則等に基づき適切に行うことや、休憩時間を取得しやすい環境づくりを行うとともに、当該時間に取得できない場合には他の時間帯に与える等、安全配慮義務を果たす。
- (4) ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」について教職員に周知し、ストレスチェックの受検勧奨に努める。また、ストレスチェックの集団分析結果を活用し、学校のよりよい職場環境づくりに努める。

【具体的な取り組み】

- 教職員の労働安全衛生に対する意識の醸成を図り、健康保持及び快適な職場環境の構築に努める。

10. 教職員研修について

10-1 教職員の育成

- (1) 教職員経験 1 年目～3 年目（教諭・講師等）には、初任期教職員指導コーディネーターを置き、経験年数の少ない教職員（初任期教職員）の校内 OJT 推進組織のマネジメントを行う。校内組織としてメンターチームを組織し、定期的な会議を通じて、年間指導計画に基づく進捗状況を把握し、初任期教職員の育成を図る。
- (2) 初任者研修の校内研修は、年間を通し、校長の指示のもと、指導教員を中心に、組織的・計画的に実施する。
- (3) 10 年経験者研修の校内研修は、個々の教諭等の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭等としての資質の向上を図る目的を踏まえ、校長を中心に、組織的・計画的に実施する。

- (4) 指導が不適切と思われる教員に対して、その状況を的確に把握し、指導力向上を図るため指導・助言するとともに、適切な研修を受講させる。
- (5) すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身に付けられるよう努める。また、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行う

【具体的な取り組み】

- 経験年数の少ない教職員が、経験年数の多い教職員と連携し、人権教育の成果を継承できるよう工夫する。
- 学校環境を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続ける。
- 常に研究と修養に励み、互いに学び合う姿勢を通して同僚性を高め、組織的対応により、職務を遂行する。

10-2 授業改善

- (1) 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間まとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

【具体的な取り組み】

- 校内研修を実施する際、授業改善等の指導のため、授業の達人・授業マイスター等を活用する。

10-3 校内研究・校内研修

- (1) 学校の課題や実態を踏まえ、学力向上推進担当者研修等の校外研修の内容を積極的に活用し、授業改善のための授業研究を中心に、組織的・計画的且つ、年間を通じて継続的に実施する。

10-4 研修の受講

- (1) 市教育委員会及び府教育庁が実施する研修について周知徹底し、教職員の資質・指導力を高めるため、積極的な受講の指導に努める。
- (2) 「研修等に関する記録」を活用して、教職生涯を通じて探求心を持ちつつ主体的に学び続けることができるよう、校長は研修履歴を活用し対話に基づく受講奨励に努める。

【具体的な取り組み】

- OKUTEP等を積極的かつ有効的に活用する。

「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

11. 支援教育について

11-1 「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進

- (1) 障がいの有無にかかわらず、すべての生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、

すべての生徒がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。

- (2) 「障がいと理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障がいのある生徒及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図る。

【具体的な取り組み】

- すべての生徒において「個別最適な学び」と「協働的な学び」が充実できるよう、計画作成や日々の指導までを一体でサポートし、支援教育の質的向上をトータルサポートできる「LITALICO 教育ソフト」の計画作成ツール、教材、研修動画を積極的に活用する。
- 合理的配慮の観点から踏まえた支援教育に取り組むため、タブレット等の ICT 機器を有効活用する。
- 支援学級における指導の内容及び指導時数に十分留意する
- 自立活動を充実させるなど、指導方法の工夫や改善に努める。
- 通常の学級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症等、特別支援に該当する生徒の指導にあたっては、支援教育コーディネーターを中心に、全校的な支援体制のもと適切な指導を行う
- 教職員の障がいのある生徒への理解を深め、全校的な協力体制を確立する。
- 小中間の連携を深め、一人ひとりの障がいの状況を把握し、継続的な指導に努める。
- 障がいのある生徒の進路について十分に情報提供し、進路の確保に努める。

II-1-1 校内体制の充実

- (1) 障がいのある生徒の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点から踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進する。

【具体的な取り組み】

- すべての教職員が支援教育に関する理解を深め、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導・支援を提供することにより、障がいのある子どもの学びの充実をめざす。
- 一人ひとりの障がいの状況に応じた個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づき、適切な教育課程を編成し、個々の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級や通級による指導、支援学級という、連続性のある多様な学びの場の充実を図るとともに個に応じた指導と、集団における指導をバランスよく行い、障がいのある子どもの学びの充実をめざす。

II-1-2 交流及び共同学習の充実

- (1) 支援学級と通常学級における、交流及び共同学習のより一層の充実、相互理解のさらなる推進に努める。

II-1-3 障がいのある生徒の教育課程の充実

- (1) 支援学級において実施する特別の教育課程には、障がいによる学習上または、生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を編成する。また、各保護者とも連携の上、各教科の目標や内容を下学年に替える等、当該生徒の障がいの状況に応じて適切な教育課程の編成に努める。
- (2) 支援学級における指導の内容及び指導時数については、当該生徒の障がいの状況に応じて一

人一人の教育的ニーズに的確に応えるものとし、学校と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図る。

11-1-4 個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ

- (1) 支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての生徒に対する指導にあたっては、個別的教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させる。

11-1-5 通級指導教室の充実

- (1) 通級による指導については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努めるとともに通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室担当教員と学級担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図る。

11-1-6 保護者や関係機関との連携

- (1) 適切な支援を引き継いでいくことができるよう、小学校、及び医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障がいの状況を把握し、就学前からの切れ目ない支援体制の構築に努める。

11-1-7 医療的ケア

- (1) 医療的ケアが必要な生徒及び基礎疾患がある生徒等、重症化リスクの高い生徒に対しては、主治医、学校医及び家庭との連絡をより一層進め、安全・安心に学校生活を送れるように適切な対応に努める。

社会に開かれた学校づくりの推進

12. 学校・家庭・地域の連携について

12-1 社会に開かれた教育課程

- (1) 生徒に必要な資質・能力とは何かを保護者や地域住民等と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組む。
- (2) 学校の教育計画（特に学校運営に係る経営方針及び重点目標）や学校の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校園ブログ等に掲載し、地域や保護者に対して積極的に学校の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図る。

【具体的な取り組み】

- 『学校づくりは地域づくり』であることを踏まえ、学校・家庭・地域が連携して子どもの育ちを支援する。
- 教育活動に関する情報をブログ等で保護者や地域に積極的に提供する。
- 学校に対する要望・意見等を十分受け入れるため、「学校教育自己診断」等を活用し相互理解を深める。

12-1-1 地域とともにある学校づくり

- (1) 保護者や地域住民等の理解や協力を得て特色のある教育活動を展開するため、学校評議会等に適切かつ多様な委員の選任や当事者意識を高める工夫を行い、学校評議会等既存の組織の活性化に努め、「地域とともにある学校づくり」をより一層推進する。
- (2) 保護者や地域住民等との信頼関係を築きながら、学校の組織の在り方の見直しや業務の改善

をすすめることで、「チーム学校」としての機能を果たせるように努める。

【具体的な取り組み】

- オープンスクール等を活用した、保護者・地域が学校教育に参画しやすい取り組みを推進する。
- PTAや地域教育協議会の活動、また地域行事等に、教職員や生徒を積極的に参加させるよう努める。
- 地域教育協議会と連携し、学校・家庭・地域の総合的な教育力の構築を図り、地域住民の豊かな人間関係づくりをめざす。

学びのセーフティーネットの構築

13. 安全について

13-1 学校の安全確保に向けた組織体制の構築

- (1) 安全な学校環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。
- (2) 学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を実施するなど、常にその改善に努める。

13-1-1 危機管理体制の確立

- (1) 実効性のある危機管理マニュアルとなるよう点検・見直しを行い、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底し、災害に備えた危機管理体制を確立する

13-1-2 安全教育の推進

- (1) 生徒の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図る。
- (2) 学校の実情に応じた防犯教育及び防災教育の充実に努める。

【具体的な取り組み】

- 大阪北部地震をはじめ、東日本大震災・阪神淡路大震災等の教訓を風化させることなく、様々な災害を想定した実践的な避難訓練を行い、万が一の事態に備え、「主体的に行動する態度」「自助・共助を大切にする態度」を育成するよう指導する。
- 警察や地域と連携した実践的な防犯訓練の実施により、生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成に努める。
- 安全・安心な学習環境を保持するため、定期的な安全点検の実施により事故の未然防止に努める。
- 近年の6月・7月の異常高温を受け、今年度も体育祭は10月に開催する。
- 危機管理マニュアルは実行あるものとして常に改善を図り、学校の安全管理体制の充実に努める。
- 教職員の学校安全及び危機管理に関する研修や、生徒の実践的な防犯・防災訓練を通して、学校全体の危機意識の向上を図る。
- 災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含めた防災訓練等を実施し、常にその改善に努める。さらに、保護者や地域の関係団体等の協力を得て、

地域で安全確保の取組に努める。

○地域・保護者と協力し、計画的に交通安全指導を行う

13-1-3 登下校の安全確保及び交通安全の推進

(1) 保護者、地域、関係機関と連携しながら、登下校時の一層の安全確保に努める。

【具体的な取り組み】

○事件・事故等発生の場合は速やかで適切な初期対応を行うとともに管理職に報告する。

14. 生徒指導について

14-1 校内生徒指導体制の確立

(1) 日頃から子どもの状況を把握し、ささいな変化を組織として見逃さない体制づくりに努める。

(2) 校長の責任とリーダーシップのもとに、生徒指導主事が中心となり、問題等への組織的対応の要の役割を果たすよう努める。

【具体的な取り組み】

○生徒の問題行動には複数の教師で対応し、事実関係を正確に把握して適切な初期対応に努めるとともに、管理職及び学年に速やかに報告して組織的に対応する。

○全教職員がカウンセリングマインドを身に付けた生徒指導を行う。

○生徒の生活実態を把握して指導方針を確立し、問題行動の未然防止に努める。

14-1-1 組織的な取組の推進

(1) 生徒の自己指導能力を育成するため、すべての生徒の発達支持的生徒指導を推進する。

【具体的な取り組み】

○生徒が主体となってルールについて考える機会を作るよう推進する。

14-1-2 教育相談体制の充実

(1) 心の教室相談員、スクールカウンセラー、地域人材等を活用し、子どもへの教育相談体制を充実させる。

【具体的な取り組み】

○児童生徒支援コーディネーター、スクールカウンセラーを活用し、生徒への相談体制を確立する。

14-2 不登校生徒への支援

(1) 不登校生徒への対応にあたっては、不登校未然防止の観点から、日頃より学校・家庭・地域等が連携することの意義について広く周知するため、学校における不登校生徒対応方針を学校ブログに掲載するなどし、すべての生徒が安心して過ごせるよう、魅力ある学校づくりを推進する。

【具体的な取り組み】

○不登校支援については未然防止・早期発見・早期対応に努め、欠席しがちになる等の兆候を把握した場合は、機を逸することなく家庭訪問等を通じて保護者との協力体制を築き、きめ細やかで適切な対応を図るとともに、スクールカウンセラーや不登校支援協力員等と連携し、相談体制の充実、ICT 機器の活用を含む継続的な支援を行う。また、すべての生徒が安心して過ごせるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることや居場所づくり、子どもどうしの絆づくり等、魅力ある学校づくりを推進する。

14-2-1 家庭・関係機関との連携

(1) 1 学期中のできるだけ早くに、家庭と繋がる取組を実施する。

【具体的な取り組み】

○子ども家庭センター、子どもの育ち見守りセンター、警察等の関係諸機関との連携に努める。

○生徒指導方針を保護者に示し、学校・家庭が一致した指導が行えるよう理解を求める。

14-3 体罰根絶の取組

(1) 体罰の根絶については、正しい生徒理解と信頼関係に基づく指導を行う。

14-4 携帯電話等への対応

(1) 携帯電話等の取り扱いについては、その有用性・危険性を理解させるとともに、自ら対処できる力の育成に取り組む。

(2) ネットの犯罪から生徒を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関と連携し対応する。

14-5 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室の充実

(1) 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教室については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取組を推進する。

【具体的な取り組み】

○学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年 1 回以上開催するとともに、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させ、決して使用することのないように指導する。

14-6 校則について

(1) 校則の内容は生徒の人権に配慮した内容となっているか等を確認・見直しに取り組む。

15. いじめについて

15-1 いじめの未然防止

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校ブログ等を活用することで、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。また、毎年度、「学校いじめ防止基本方針」が実効性の高いものとなっているか見直しを図る。

15-2 いじめの早期発見

- (1) 生起したいじめに対しては、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め解決を図る。

15-3 いじめの対応

- (1) 生徒及びその保護者からいじめについて相談があった場合は、真摯に向き合い生徒及びその保護者に寄り添い、傾聴する。

【具体的な取り組み】

- いじめの未然防止に努めるとともに、アンケート調査、個人面談による実態把握に努め、いじめを早期に発見し、積極的に認知するよう努め、認知により、教職員が一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止等の対策のための組織」と情報を共有し、当該組織が中心となり、迅速な情報収集・情報共有に努め、明確な方針のもと、被害生徒・保護者に寄り添った組織的対応を行う。
- 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、生徒主体の学習活動や生徒会活動等を通して、いじめ等のない学校づくりを推進する。

学びを支える教育環境の充実

16 教育環境の活用について

16-1 教育環境

- (1) ICT を学校運営等に効果的に活用できるよう客観的数値をもとに取組を進める。
- (2) 様々な理由で学校に登校できない生徒の学びを止めないために、ICT を効果的に活用した取組を推進する。
- (3) 1人1台端末の活用にあたっては、「いつでも・どこでも・つながる」セルラー通信の利点を十分に活用し、屋外（運動場や校庭等）や校外学習等で生徒がクラウドを活用して他者参照や共同編集により、深い学びにつながる取組を行う。
- (4) ICT を使用して、個人情報や情報資産を適切に取り扱うにあたっては、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿った情報リテラシーを身に付け、活用する。

16-2 学校施設、設備の維持管理

- (1) 学校施設については、適切に管理、使用する。

16-3 校内体制の確立

- (1) ICT を活用することで、通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的な学校運営等に向けて見直しや、教職員の働き方改革への取組を推進する。

16-4 ICT 機器の管理・運用

- (1) ICT 機器の管理・運用については、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿って適切に行う。

【具体的な取り組み】

- 学校施設の日常的な管理を行うとともに、生徒の「自分たちの学校を大切に使おう」という態度の育成に努める。

生涯学習の推進と図書館の充実

17 学校図書館機能の充実について

17-1 学校図書館運営方針および年間計画策定

- (1) 豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって、言語能力や情報活用能力等を育成するため、学校図書館運営方針及び年間計画を策定する。
- (2) 作成した学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科横断的・探求的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組む。

○学校図書館運営方針及び年間計画に基づき、各教科等の学習において活用しやすい学校図書館の環境を整える。また、授業で役立つ資料の提供を積極的に行うとともに、生徒の作品等を展示する。また、公立図書館と連携を図り、団体貸出等のサービスも積極的に活用する。

17-2 読書活動推進と環境整備

- (1) 生徒が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるように読書に対する興味・関心を高める工夫を行う。
- (2) 各学年の学習計画や生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校全体で学校図書館の環境整備を行う。
- (3) 文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて生徒が選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫に取り組む。また、新聞については、少なくとも3紙分は配備する。

【具体的な取り組み】

- 「学習・情報センター」として、年間指導計画に基づき、各教科等の学習において活用しやすい環境を整え、授業で役立つ資料を準備するなどの取組を充実させるために、公立図書館と連携を図り、団体貸し出し等のサービスも積極的にする。

文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

18 社会教育と学校教育の連携について

18-1 文化・芸術・スポーツ等の体験活動の充実

- (1) 学校施設の開放については、積極的に推進する

【具体的な取り組み】

- 地域や事業者等の協力を得ながら、職業体験等の社会体験を積極的に取り入れ、その実践的態を育成する。
- 地域等との連携により社会と関わる機会を充実し、積極的に学校施設等を開放することによ

り、体験活動を充実させる。